

大阪府立母子・父子福祉センター管理運営業務実施要領

本実施要領は、大阪府立母子・父子福祉センター管理運営業務仕様書に規定する事業の詳細について定めるものである。

(定義)

- (1) 「母子家庭」とは、配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「法」という。）第6条第1項に規定する者をいう。）と当該女子に扶養されている児童（法第6条第3項に定めるもの。以下同じ。）で構成されている家庭をいう。
- (2) 「父子家庭」とは、配偶者のない男子（法第6条第2項に規定する者をいう。）と当該男子に扶養されている児童で構成される家庭をいう。
- (3) 「寡婦」とは、法第6条第4項に規定する者をいう。
- (4) 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。
- (5) 「ひとり親家庭等」とは、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦をいう。

1 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業

(目的)

ひとり親家庭等（配偶者の暴力により親と子で避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習のその習熟度に応じた段階的な実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としているひとり親家庭等への支援を総合的に行い、ひとり親家庭等の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

本事業の対象者は、府内（指定都市及び中核市を除く。）に居住するひとり親家庭等とする。また、ひとり親家庭の児童も本事業の対象とすることができる。

(事業の内容等)

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 就業支援事業

① 就業相談

個々のひとり親家庭等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等情報の提供や事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る相談に応じる巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 就業相談は、ひとり親家庭等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業運営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うものとする。
- (イ) 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、ひとり親家庭等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所等へ繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、適宜関係機関の連絡先を情報提供するなど、必要な支援を行うこと。
- (ウ) 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- (エ) 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- (オ) 託児コーナーの設置や土曜日に相談に応じるほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

② 就業促進活動

地域の企業等に対しひとり親家庭等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、ひとり親家庭等に対する事業所等の理解を深めるため、ひとり親家庭等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。
- (イ) 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し適宜情報の提供に努めること。
- (ウ) その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

(2) 就業支援講習会等事業

ひとり親家庭等には、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズがあると考えられることから、これに対応するため、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー(以下「セミナー」という。)や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会(以下「就業支援講習会」という。)を行うこととする。

実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や

土日祝日の開催など、ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえた開催に努めるほか、次の事項に留意すること。

① セミナーの実施

(ア) セミナー講師には、ひとり親家庭等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。

(イ) セミナーを開催するに当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。

- a ひとり親家庭等への支援策についての情報提供
- b 働くことの意義と適性
- c 就業に向けての生活環境のチェック
- d 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
- e 企業の求める人材
- f 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理など）
- g 体験談、意見交換
- h 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

② 就業支援講習会の実施

(ア) 就業支援講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた就業支援講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。

(イ) 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。

a 受講旅費の内容

受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。

b 支給対象者

受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。

- (i) ひとり親家庭等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者である事。
- (ii) 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。

(ウ) 支給額

交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。

③ 託児サービスの実施

就業支援講習会を開催する際には、ひとり親家庭等の受講を容易にするため、児童を

預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- (エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。

(3) 就業情報提供事業

就業支援講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、ひとり親家庭等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録されたひとり親家庭等に適宜提供する母子家庭等就業支援バンクを開設するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。
- ② 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や就業支援講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。
- ③ 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、終了した講習内容等の事項について確認しておくこと。
- ④ 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等を活用し電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。
- ⑤ 就業に関する情報紙を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。
- ⑥ 就業支援バンクは、必要に応じてインターネットを活用して社会保険労務士による労務相談に応じるなど、就業中のひとり親家庭等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。
- ⑦ 収集した情報は、地域のひとり親家庭等への就業活動を支援する母子・父子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、就業支援講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。
- ⑧ ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へのひとり親家庭等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。
- ⑨ インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

(4) 養育費・親子交流等支援事業

地域の母子生活支援施設を拠点としてそのノウハウを活用し相談指導等生活支援を継続的

に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を活用した特別相談事業を行うものとする。さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 養育費相談については、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談支援センターや市町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施すること。
- ② 養育費相談については、養育費に関する相談のほか、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、必要に応じ、相談者に対して、法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。
- ③ 弁護士による養育費相談については、養育費のほか、離婚、親権、親子交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する問題にも応じること。
- ④ 生活支援については、ひとり親家庭等の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。
- ⑤ 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- ⑥ 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- ⑦ 生活支援については、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- ⑧ 相談の実施に当たっては、土曜日に相談を実施するほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(5) 相談関係職員研修支援事業

母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要であることから、府内市町村や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員を対象として、研修会を開催するものとする。

また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要のあるケースがあることから、こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討する「合同検討会議」を行うことができることとし、これらの事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

① 地域研修会の開催

(ア) 研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業

関係の情報を提供することや、地元企業やキャリアコンサルタント等の専門家を活用することが有効であると考えられること。

(イ) 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、母子家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。

② 合同検討会議の開催

(ア) 合同会議において検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。

(関係機関との連携等)

この事業を実施するに当たっては、ひとり親家庭等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、市町村、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、母子・父子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

2 大阪府ひとり親家庭等日常生活支援事業

(目的)

ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進する必要な事由や疾病などの事由により、生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助、子育て支援を行わせ、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

本事業の対象者は、大阪府内（指定都市及び中核市を除く。）に居住しているひとり親家庭等のうち、次に掲げるものとする。

- (1) ひとり親家庭等であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は、社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

(便宜の種類及び内容)

便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

(事業の実施場所)

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅
イ 講習会等職業訓練を受講している場所
ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

(基準単価)

この委託業務における基準単価は、以下のとおりとする。

区分	基準単価
生活援助	1時間 2,000円
子育て支援	1時間 1,000円

▶ 早朝、夜間等通常の勤務時間以外の時間帯（18:00～翌 9:00）の単価は、次のとおりとする。

ア 生活援助 1時間：2,500円

イ 子育て支援 1時間：1,250円

▶ 子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとし、この場合の単価は次のとおり。

22:00～翌 6:00：5,000円

▶ 家庭生活支援員の居宅での子育て支援を行う場合の報酬については、同一世帯の複数の児童の子育て支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき児童1人の場合の報酬に 0.5 を乗じて得た額を加算する。

▶ 訪問先から次の派遣先への移動分については、次のように活動単位数を換算し、生活援助の単価（1,860円）を乗じて得た額とする。

1,860円×延活動単位数

ア 30分未満は、0単位

イ 30分以上 1時間未満は、0.5単位

ウ 1時間以上は、1単位

（家庭生活支援員の選定）

この事業の実施に当たっては、次の要件を備えている者のうちから、家庭生活支援員を選定し、登録するものとする。

(1) 生活援助を行う家庭生活支援員（下記のいずれかに該当する者）

ア 旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者

イ 介護職員初任者研修を修了した者

ウ 介護福祉士実務者研修を修了した者

エ 介護福祉士の資格を有する者

オ 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者

(2) 子育て支援を行う家庭生活支援員（下記のいずれかに該当する者）

ア 別に定める一定の研修を修了した者

イ 保育士の資格を有する者

ウ 幼稚園教諭普通免許を有する者

エ 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者

オ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における子どもの預かりの援助を行う者

（家庭生活支援員の登録）

- (1) 家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録簿を作成するものとする。
- (2) 家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容の変更を行うものとする。
- (3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うものとする。

（家庭生活支援員の派遣等の決定等）

- (1) 家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣を必要とするひとり親家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて派遣を行うものとする。
- (2) (1)の要請があった場合は、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。なお、本人以外の要請に基づいて便宜を供与する場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図るものとする。

（費用の負担）

家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める事務取扱要領の基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。

（要領への委任）

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める事務取扱要領によるものとする。

3 大阪府ひとり親家庭等生活向上事業

（目的）

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の開催や個別相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図るものとする。

（事業対象者）

大阪府内（指定都市及び中核市を除く。）に居住しているひとり親家庭等を対象者とする。

(事業内容・実施方法等)

(1) 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する事業を実施する。

(実施方法等)

ア 相談に応じる者(以下「相談員」という。)には、ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。また、必要な場合には、本人の同意を得た上で、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、土曜日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各種支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

カ 地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による、ひとり親家庭等の居宅への訪問相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援を実施する場合は、訪問・出張相談から同行・見守り支援までの支援を一体的に実施すること。

キ カの訪問・出張相談の実施にあたっては、関係部署等と連携の上、自治体が実施する講習会等のほか、民間団体が実施する相談会等を積極的に活用すること。また、居宅への訪問相談の実施にあたっては、平日夜間や土日祝日の訪問実施を含め、ひとり親家庭等の生活実態等を踏まえた対応を行うこと。

ク カの同行支援を実施するにあたっては、あらかじめ、相談対応の中から支援対象者のニーズを把握し、母子・父子自立支援員等と連携し、適切な相談窓口につなげること。なお、各種サービスの申請が円滑に行われるよう、事前に訪問先の相談窓口と調整するなど必要な対応を行うこと。

ケ カの見守り支援を実施するにあたっては、支援対象者が孤立することがないように、面会や電話等により定期的に連絡を取るなど、個々の支援対象者の状況に応じた配慮を行うこと。

コ 力の支援の実施に当たっては、地域でひとり親家庭支援や子育て支援等を行う民間団体を積極的に活用するものとし、ア～オに準じて実施するものとする。

(2) 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き・面会交流等に関する講習会の開催や個別相談を実施する事業を実施する。

(実施方法等)

ア 講習内容は、講習を受講することにより受講者の家計管理能力の向上や自立につながると認められるものとする。

イ 講習会の講師には、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識・経験を有する者を選定すること。

ウ 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者による個別相談を実施すること。

エ 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。

オ 個別相談の実施により必要がある場合には、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

カ 講習会や個別相談により得た情報の取扱いについては、秘密保持に十分に配慮すること。

(3) 託児サービスの実施

必要に応じて、ひとり親家庭が、(1)及び(2)の事業を利用している間、ひとり親家庭の子どもを預かる託児サービスを実施すること。

① 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

② あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

③ 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等に十分に配慮すること。

④ 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

この要領は、令和6年8月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。